

平成30年第4回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月6日(木曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○議案第61号 板倉町公告式条例の一部改正について	10
○議案第62号 板倉町役場位置条例の一部改正について	10
○議案第63号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について	11
○議案第64号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について	11
○議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	11
○議案第66号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について	13
○議案第67号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について	14
○議案第68号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	15
○議案第69号 板倉町防災行政無線戸別受信機(防災ラジオ)購入の変更契約について	16
○議案第70号 町道路線の廃止について	17
○議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について	18
○発議第2号 板倉町議会委員会条例の一部改正について	19
○散会の宣告	19
散 会 (午前10時02分)	20

第2日 12月7日(金曜日)

○議事日程	2 1
○出席議員	2 1
○欠席議員	2 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 1
○職務のため出席した者の職氏名	2 3
開 議 (午前 9時00分)	2 3
○開議の宣告	2 3
○諸般の報告	2 3
○一般質問	2 3
本 問 清 議員	2 3
青 木 秀 夫 議員	3 6
小森谷 幸 雄 議員	4 8
小 林 武 雄 議員	6 0
○散会の宣告	7 1
散 会 (午後 2時29分)	7 2

第5日 12月10日(月曜日)

○議事日程	7 3
○出席議員	7 3
○欠席議員	7 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 3
○職務のため出席した者の職氏名	7 3
開 議 (午前 9時00分)	7 5
○開議の宣告	7 5
○一般質問	7 5
今 村 好 市 議員	7 5
針ヶ谷 稔 也 議員	8 9
亀 井 伝 吉 議員	1 0 3
○議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について	1 1 1
○散会の宣告	1 1 2
散 会 (午後 0時09分)	1 1 2

第9日 12月14日(金曜日)

○議事日程	1 1 3
○出席議員	1 1 3

○欠席議員	1 1 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 3
○職務のため出席した者の職氏名	1 1 3
開 議 （午前 9時00分）	1 1 5
○開議の宣告	1 1 5
○閉会中の継続調査、審査について	1 1 5
○町長挨拶	1 1 5
○閉会の宣告	1 1 8
閉 会 （午前 9時17分）	1 1 8

板倉町告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成30年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年12月3日

板倉町長 栗 原 実

1. 期 日 平成30年12月6日

2. 場 所 板倉町役場 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林 武 雄	議 員	2 番	針 ヶ 谷 稔 也	議 員
3 番	本 間 清	議 員	4 番	亀 井 伝 吉	議 員
5 番	島 田 麻 紀	議 員	6 番	荒 井 英 世	議 員
7 番	今 村 好 市	議 員	8 番	小 森 谷 幸 雄	議 員
9 番	延 山 宗 一	議 員	1 0 番	黒 野 一 郎	議 員
1 1 番	市 川 初 江	議 員	1 2 番	青 木 秀 夫	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成30年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年12月6日（木）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第61号 板倉町公告式条例の一部改正について
日程第 4 議案第62号 板倉町役場位置条例の一部改正について
日程第 5 議案第63号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第64号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
日程第 7 議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第66号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9 議案第67号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第68号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第69号 板倉町防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ）購入の変更契約について
日程第12 議案第70号 町道路線の廃止について
日程第13 議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について
日程第14 発議第 2号 板倉町議会委員会条例の一部改正について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長
落合均	総務課長

根	岸	光	男	企画財政課長
峯	崎		浩	戸籍税務課長
山	口	秀	雄	環境水道課長
橋	本	宏	海	福祉課長
小	野	寺	雅	健康介護課長
伊	藤	良	昭	産業振興課長
高	瀬	利	之	都市建設課長
多	田		孝	会計管理者
小	野	田	博	教育委員会長
伊	藤	良	昭	農務委員会長

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事務局長
川	野	辺	晴	庶務議事係長
福	知	光	徳	行政安全係長兼 議事事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

ただいまから告示第102号をもって招集されました平成30年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○青木秀夫議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許します。
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。見た目というか、からすると今日ちょっと体調崩しておりまして、声も多分変わっていると思うのですが、聞きづらいところもあろうかと思いますが、冒頭の挨拶を申し上げたいと思います。

また、後々議長にお許しをいただきまして、本日の議題の提案理由については、せき込みがひどくなってしまおうと思いますので、副町長より代読をさせてご提案を申し上げたいというふうに思います。ご了承とお許しをいただければと思います。

それでは、改めましておはようございます。平成30年第4回板倉町定例議会を招集しましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、いつものとおりにご出席をいただきありがとうございます。

12月に入っても暖かい日が続いており、木枯らしもまだ吹いていないよなというような話もございます。そんな中、毎土曜日あるいは日曜日を利用して、各議員には恐らく地域や、あるいは各種団体から送られる文化や福祉や体育等々の行事案内に出席方の調整ということで多忙な毎日をお過ごしをされているのではないかと推察をするところであります。

この夏、秋は例年にも増して異常高温が続き、熱中症の救急搬送も当町においても倍増し、台風の本土直撃も同様のコースを何回もたどるなど、温暖化特有の性格を持ち合わせながら、当地域通過も数回ご承知のようにございました。結果として、全国各地が水害あるいは土石流災害等々例年にも増して多くの場所で見舞われ、あわせて北海道胆振東部地震等も安全、安定的予測の中では最も心配のない地域と言われておったわけではありますが、予想を裏切りといいますか、最大級の被災となり、多くの犠牲者が発生したことなど、自然災害の多い年であります。

また、地震発生により故障した発電所は関連する発電所の過大負担を招き、次々とブラックアウト現象、連鎖反応を起こし、停電が広がるというブラックアウト現象を起こし、超広範囲に停電を誘発した全北海道的停電は今後起こり得る深刻な災害として位置づけられ、災害時の新たな検討項目として課題が増えることとなったことはご承知のとおりと思います。

当町におきましては幸い被災はほとんどなく、それでも対策本部設置、徹夜対応は3回にわたりました。通過後、翌朝各課長の町内巡回、巡視の上での被災状況調査を行わせておるわけではありますが、大きな異常はなしというような今年におきましてはありがたい報告でありまして、水災害シーズンはこの時期一応終わったと、去ったというような表現を使うこととすれば非常に一安心なところでもあります。また、毎年起こ

るようなこういったものについては、年間を通して水災害については一安心かもしれませんが、常に緊張の状況を保ちつつ、対策の練度を上げていきたいというふうに思っております。

行政機能で最も必要なもの、それはいろんな角度からさまざまな形で、最もというのはただ一つでありませんが、いろいろあろうかと思いますが、それは非常時において町民の皆様に必要な情報を素早く、瞬時に、全員に、確実に知らせることだと思っております。やっとそのことが、100%ではないにしても実現することとなりました。必要な情報を素早く、瞬時に、全員に、確実にということの全員にが多少疑問符がつくわけではありますが、ほぼそういったことが実現することとなりました。ご承知の広域防災広報システムは、1つは有線ではだめ、それから間違いなく各戸へ情報が届くと、この2点が重要であり、このことを満たした完全な機器は今までにはなく、当町導入機器がそのことに最も近く、利用しやすいものだということの上でご相談を申し上げ、ご了解をいただき導入の運びになっているものでございます。

この防災ラジオの全戸貸与、その他防災ステーション2カ所、あるいは防災タワー、避難タワー、あるいは日常の訓練の徹底、そしてその他使えるいわゆる近代機器といいますか、ホームページや、あるいはケーブルテレビとか含めて全部を組み合わせて安全、安心度を上げていくと、その中の一つが中心的な役割を担うということも含めて大きく前進したよと言えようかと思っております。

庁舎建設につきましても、年明け2月初旬に移転業務開始を目標に最後の仕上げに入っています。建築工事は11月末日で一応の完了報告を受けております。外構工事もう少しのようです。町民の皆様からいよいよ完成しますねとの声を多く聞くようになり、役場の建て替えという初めての経験もゴール寸前の気分ではございますが、引っ越し完了あるいは業務開始まで気の抜けない日々がさらに続きますので、前述した広域防災無線ラジオの本体機器も新庁舎内に設置織り込み済みであり、各戸貸与予定の戸別受信機を3月いっぱいこの間まで申し上げておりましたが、一応そういった計画どおりにいくことを前提に、4月までには導入デモンストレーションも行う予定となっております。

ちょうど2年前のこの時期、町長選が行われ、合併と庁舎建設が大きな争点となりました。結果的には庁舎は計画どおり進めよ、合併の話し合いも進めよとの町民の声が多数との判断に至り、ご協力をいただきながら、東京オリンピック目前の景気上昇の中、当初計画以上の安価入札で60年に1度の庁舎建設は完了できるというめどがつきつつありますのは非常に幸運だったと思っております。

一方の合併協議につきましても約2年間を経過しておりますが、最終的な方向性が決められる状況には現在ないものと、状況には至っておりませんものの、現在までに合意が形成されたもの、あるいは非合意の案件についても真剣に議論されたこと、あるいは議論されていることは、少子高齢化が進む30年、40年の先々を考える中で貴重な機会であったと言えようと思っておりますし、検証もせずに最初から単に反対、話し合いも必要ない、単独町でどうにもならなくなってからでそんなことはよろしいのではないかという反対の考え方よりも、町民の皆様の将来を2自治体間で真剣に議論していることは、後々を考えると決して無駄なことにはならないと確信するところであります。

現在にあっては両自治体の主張は相入れずの状況でございます。半年間で2回の合併協議会の開催にとどまっており、この先の行方に黄もしくは赤信号がつく可能性も否定できない状況であると分析をいたしております。2自治体間の規模あるいは体力の差が大きくあっても、一般論で言うと、1対5ぐらいのそういった差が大きくありましても、それぞれの自治体が現在健全であることの上に、5分と5分、あるいは納得が

いかなければ原点に戻るという対等の議論が成り立つわけでありまして、峠をこれから越す議論になるかどうか、いよいよ正念場だと思っております。

小学校再編につきましては、32年4月に2校体制移行予定に合わせ、関係機関とも協議を重ねながら丁寧に進めておるといふふうに報告を受けております。スクールバスの導入等についても、現在プロポーザルにて運行会社の選出にかかっていると報告を受けており、計画に沿って進んでいるようであります。長年続いた伝統、あるいは特色、あるいは地域性、そして新たな抱負、そしてそれに伴う生徒や父兄、周りの地域の心情、問題となる一体感、あるいはその他考えられる問題点の検討や総合的な心の不安解消も含めた安全、安心性をできるだけ担保しようというようなことで、教育長を中心に残りの期間も有効に努力してほしいと思っておりますし、そのような指示もいたしております。

人口減少と高齢化につきましては、基本的には死亡と出生についての傾向は当町においては変わっておりません。当町におきましては、出生について、郡内で見るところ最も出生については数が少ない、死亡については最も高いというふうな傾向に感じております。したがって、人口減少率は郡内でも一番高い可能性があるというふうに私自身肌で感じております。その理由の中に、当町において最も多いのが若い方々の結婚を機にですか、隣接の市に移住する傾向が非常に顕著である、それから転出の中に、若い男女がもちろんそういうことでございますので、意外と含まれているというには残念に思っておりますし、役場の職員等々につきましても、置かれている職業的位置、関連、あるいは立場はできるだけそういった結婚を踏まえても町内に居住をしていただくように、それが役場の本丸的位置づけの基本にもなるということで、常々挨拶を求められるときにはそんな内容でもお話を申し上げておりますが、そんな感じがいたしております。

そのほかに理由をいろいろ分析しますと、夫婦共稼ぎで、勤め先の間差点として結果的に町外に決めるケースが圧倒的に多い、その他特別な理由はないように見受けませんが、一つの機会を見つけて違う町、違う市、むしろ市ですね、イメージ的に市という、そういうものに住んでみたい的な理由の心情が散見をされます。

そういうことで話はまた変わります。ここ何年かでニュータウンに対する企業の進出に伴って勤務社員の昼間人口は間違いなく増加をいたしており、県道初谷一海老瀬線の通勤帰宅時間帯の通行車両の列は非常に切れ目がないほどに増加しており、このことを裏づけるものとなっております。そういう意味では企業誘致は一応順調ではありますが、依然として住宅販売は低迷しており、月1回の町の販売会議をずっと今年になってから開催しておるわけではありますが、あるいは県との意見交換等を踏まえ対策強化に努めておりますが、厳しいそういった状況は依然として続いている現状でございます。県との販売不振打開に向けての方策をさらに検討する、考えていく必要を感じております。

このような中で、31年度の予算編成期を迎え考えていることがございます。今回の一般質問の内容を見ましてもはっきり言えるというふうに言っても過言ではないと思っておりますが、最近議員各位の中に、庁舎は建設した、八間樋線は仕上がった、国道354号はつながった、次は何をやるのか、大型事業の展開を仕組むべきとの意見が聞こえます。事業計画を立てよと言うことは簡単でございますが、当然財政的見解も視野に入れながらしっかりとシミュレーションをしなければなりません。庁舎建て替え、防災ラジオあるいは八間樋線の整備、国道354号関連経費、小学校再編関係等で貯金を減らし、一方で借金を増大させていることは、一般町民の皆様はいずれにしても、議員各位は承知をされているわけでありまして。加えて、厚生病院建て替え、あるいはごみ処理施設関連建設経費、これも負担の開始が始まります。消防署の新築も我が町の財政状況と

は別にやむを得ず合意をしながら進めております。水道関係の企業団の関係についても、長期的にはということの明るい見通しはありますが、費用については新しい単体の建て替え等々も含め負担がかかっております。一気にそれぞれの返済が始まるということでもあります。

当然現状の延長線上の各分野の整備費用等を視野に入れながら、さらには八間樋橋や役場跡の解体など、費用も含めて相当真剣なかじ取りが必要になると思っております。さらには町内主要道路の整備、必要施設のメンテナンス、あいてくる学校や関連施設、そして280橋余りの補修整備、あれが欲しい、これがしたいというには幾らお金があっても足りない状況でもあろうかと思っておりますが、まずは幾らお金が必要か、しっかりした試算をさせながら、1年間どれだけの投資、そういうことに回せるのかということも試算を現在させつつありますが、貯金と借金の割合が庁舎建設以前は1対1でございました、大ざっぱに言いますと。それが現在、建て替え終了後になりますと、貯金が減り、借金が増えるということで、大ざっぱに1対2になるわけであります。

そういうことを踏まえて、優先順位をつけながらのスタートとしたいと思っており、人口減少によりだんだんコスト高が全ての分野で進むことを前提に、増やすものと減らすものの分別を行っていく時代とも思っております。議員さんにもこの点を踏まえ、財政論も当然踏まえた上でご提案をいただけたらと思っております。ないものがなければどんな立派な計画を立てても、何十年たっても進まないということにもなってしまいますので、そこら辺の微妙なものをここ一、二年次に進むためのホップ期間としてしっかりと考えたり準備をしたいというふうに私自身は考えております。

借金をして母屋を建てている最中に、次は今度はあれを改革せよ、これを計画せよ、これは見ようによっては町を破産に追い込む可能性のものということも含めてじっくり対応したい、そして一つ一つできるものやっていくという原則論を踏まえて対応してまいりたいというふうに私自身は考えております。

話はさらに変わりますが、安倍政権も最後の3年と位置づけ、多数のうちというのは、多数を保持しているうちに多くの法案成立を、思っている法案を成立させたいというのが裏の合い言葉にもなっているなどという話を某マスコミ等にも載ったことがございますが、最近の慎重さを、私個人から見ればですよ、慎重さを欠いた国会対応の強引さはこここのところずっと感じております。多数であればじっくりと審議もしなくてよいのかということも含め、そういったものを考えるところであります。

さらに加えて、日本外交も米、欧、露、中、日、韓、日は自分のところですから、韓、朝鮮、それぞれの思惑で首脳外交を我が国も展開をされているわけでありましたが、いずれにしてもこここのところアメリカ中心の保護主義を否定しつつ半ば認めながらの交渉になっておるようでございます。それぞれの目を離せない問題が今後どのように合意されていくのか、歴史が果たして動くのかどうか、見守りたいと現在思っております。

また、県におきましても、一昨日あるいは今日の新聞等にも次年度、来年7月の県知事選における記事が載っておりましたが、来夏の知事選をにらみ、年明けには論争が活発化するのかどうか、そして東京オリンピック開催に向けて群馬のPRや、またデスティネーションキャンペーン等回ってくるというか、そういった年になるわけでありましたが、観光県を目指し、安全、安心を基礎に、産、学、官、民、金、そしてプラス・マスメディア連携の人づくり、ものづくり、資源づくりに力を入れる方向で動いておるようでございます。町もいろいろな形でそういったものに対する取り組みのチャンスを逃がさないように、担当課にしっかりと

注目をしながら、できるものについてはしっかりと検討せよということも含め指示もいたしております。そういった総合的な東京オリンピックを目前にいろんな政策が単発的に発せられているというような感じもいたしますが、注視をしてみたいというふうに思っております。

以上申し上げまして、本議会議案、それと直接、間接的に関連するものもありますが、議案61号から71号、発議第2号、一般質問7名を予定受け付けさせていただいております。9日間のご審議をよろしくお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職・氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、教育委員会から平成29年度教育委員会点検評価報告書をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、条例の一部改正議案8件、変更契約議案1件、町道路線の廃止議案1件、補正予算議案1件、議会委員会条例の一部改正発議1件であります。

また、議員配付のみの陳情につきましては、お手元の陳情文書表のとおり4件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○青木秀夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

5番 島田麻紀議員

6番 荒井英世議員

を指名いたします。

○会期の決定

○青木秀夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期につきましては、11月22日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

市川議会運営委員長。

[市川初江議会運営委員長登壇]

○市川初江議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、本定例会の会期及び日程についてご報告を申し上げます。

本件につきましては、11月22日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日12月6日から14日までの9日間といたします。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、議案第61号から議案第70号について、提案者から提案理由説明の後、議案ごとに審議決定をいたします。次に、補正予算1議案については、提案者から提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託をいたします。次に、発議第2号 議会委員会条例の一部改正について、審議決定をいたします。なお、本日の本会議終了の後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算議案の審査の後、委員会採決をいたします。

第2日目の7日は、4名の議員が一般質問を行います。

休日を挟み第5日目の10日は、3名の議員が一般質問を行います。次に、予算決算常任委員会に付託した補正予算1議案について、委員長から審査結果報告の後、審議決定いたします。

第6日目の11日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第7日目の12日は、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第8日目の13日は休会とし、第9日目の最終日の14日は、閉会中の継続調査、審査について決定いたし、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期につきましては、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日から14日までの9日間と決定いたしました。

○議案第61号 板倉町公告式条例の一部改正について

議案第62号 板倉町役場位置条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第3、議案第61号 板倉町公告式条例の一部改正について、日程第4、議案第62号 板倉町役場位置条例の一部改正についての2議案を一括議題とし、副町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 それでは、私のほうから町長にかわりまして提案理由の説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、早速でございます。議案第61号及び議案第62号につきましては関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

議案第61号 板倉町公告式条例の一部改正について及び議案第62号 板倉町役場位置条例の一部改正についてご説明を申し上げます。本案は、新庁舎への移転に伴い、掲示場及び板倉町役場の位置を変更するものでございまして、まず議案第61号につきましては、板倉町役場前掲示場の位置を「大字板倉2067番地」から「大字板倉2682番地1」に変更し、あわせまして大字板倉2698番地の中央公民館前の掲示場を廃止するもの

でございます。

次に、議案第62号につきましては、板倉町役場の位置を現在の「大字板倉2067番地」から「大字板倉2682番地1」に変更いたすものでございます。

なお、施行日につきましては、新庁舎の開庁に合わせるために、規則に委任をいたすものでございます。

以上、議案第61号及び議案第62号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

初めに、議案第61号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第61号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第62号について採決いたします。

なお、本案は地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。現在の出席議員は12名でありますので、出席議員3分の2は8名となります。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議案第63号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第64号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につい

て

○青木秀夫議長 日程第5、議案第63号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第7、議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題とし、副町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 それでは、議案第63号から議案第65号までの3件につきまして一括して説明をさせていただきます。

初めに、議案第63号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。本案につきましては、平成30年8月の人事院勧告によって、民間給与との格差を埋めるため、俸給月額、勤勉手当及び宿日直手当の額を引き上げるよう勧告がなされたこと、並びに同年10月の群馬県人事委員会勧告において、給料月額及び勤勉手当を引き上げるよう勧告がなされたことを受けまして、本町におきましても両勧告に準拠し所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、1つ目に、給料表の給料月額を平均0.2%引き上げるもの、2つ目に、勤勉手当の支給月数を年間0.05カ月分引き上げるもの、3つ目に、宿日直手当額の1回の最高額を200円引き上げるもの、4つ目に、これまで6月と12月で異なっていました期末勤勉手当の支給月数を均等に配分するものでございます。

次に、議案第64号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について及び議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。この2案につきましては、国における一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要があるとの考えを受け、本町におきましても一般職の職員の給与改定に伴い、町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、1つ目に、それぞれの期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げるもの、2つ目に、これまで6月と12月で異なっておりました支給月数を均等に配分するものでございます。

以上、議案第63号から65号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

初めに、議案第63号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第63号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第64号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第65号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議案第66号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第8、議案第66号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、副町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 それでは、議案第66号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

本案につきましては、板倉町国民健康保険税の税率改正に伴う板倉町国民健康保険税条例の一部改正でございます。今回の改正につきましては、平成30年度より3年間をかけて国民健康保険税率の見直しをする2年目、2回目にかかわるものでございます。国民健康保険制度改革において、今年度より県が財政運営の責任主体となりまして、市町村ごとの納付金の決定及び標準保険料率等の設定を行っております。県が示す標準保険料率には所得割、均等割、平等割の3方式により算定をされることになるわけでございますが、町で

は3方式に資産割を含めました4方式を現在採用しております。今後県の算定方式に合わせ保険税率が急激に上昇しないよう、段階的に資産割を縮小し、3方式に移行するため今回の税率改正を行うものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第66号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議案第67号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第9、議案第67号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、副町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 それでは、議案第67号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、地域再生法及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、課税の特例措置の適用期間の延長及び同法令を引用する条項について所要の改正を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第67号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議案第68号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第10、議案第68号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、副町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 それでは、議案第68号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部改正によりまして、高齢重度障害者を含みます重度心身障害者入院時食事療養費標準負担額の支給に関し、所得制限を導入し、支給対象を住民税非課税世帯とする一部改正を行うものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○6番 荒井英世議員 6番、荒井です。何点かちょっと質問いたしますけれども、これにつきましては、群馬県の福祉医療費補助金交付要綱、その一部改正によりまして重度心身障害者の入院時食事療養費標準負担額の支給に関する所得制限が導入されるということなのですが、その所得制限ですけれども、これにつきましては、例えばその対象の方ですけれども、重度心身障害者が対象ですけれども、その重度心身障害者の本人の所得のみか、あるいは例えば重度心身障害者でも家族がいる場合がありますよね。そういった家族の所得も合算されるのか、ちょっとその辺を。

○青木秀夫議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまの質問でございますが、非課税世帯ということで、同じ住民票であれば世帯の課税状況ということになります。

以上です。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 世帯の、では本人プラスその世帯に家族がいれば家族も入るということですね。わかりました。

それから、現時点でこの対象者ですけれども、所得制限の各対象者というのはいるのでしょうか。

○青木秀夫議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまの質問でございますが、まず今重度心身障害者ということで対象になっておりますのが11月末現在で全体で190人、それと高齢重度の障害者ということで対象になっている方が151人ということで、341人の方がこの対象にはなっているのですが、これまで所得制限がありませんでしたので、この方の一件一件を全て所得状況を今調べているという状況ではないのですが、これまで平成30年度に入院された方の状況を見ますと、入院された方の約半数が課税世帯であり、半数が非課税世帯ということで、今現在利用されている方につきましては半分半分ということですので、4月からは、入院の費用はかからないのですが、その食事に関するものだけは個人負担にはなってくるということです。

以上です。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 それ半数の方、50%の方が一応該当するということですよ。そうしますと、やはりかなり重要な問題ですので、その該当する方には今後十分な説明、理解得るようにお願いしまして、私の質問とします。

○青木秀夫議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第68号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議案第69号 板倉町防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ）購入の変更契約について

○青木秀夫議長 日程第11、議案第69号 板倉町防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ）購入の変更契約についてを議題とし、副町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 それでは、議案第69号、板倉町防災行政無線戸別受信機、いわゆる防災ラジオでございますが、これの購入の変更契約につきましてご説明を申し上げます。

本案につきましては、本年9月の第3回定例会におきまして議決をいただいて契約を締結いたしました板倉町防災行政無線戸別受信機購入契約の契約数量を変更する必要が生じたことから、変更契約を締結するに

当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、これまで対象となる世帯あるいは事業所から板倉町戸別受信機貸与申請書等の提出を受けまして、これを取りまとめを行いました結果、取得財産の数量を減じる必要が生じたものでございます。

取得する財産の数量につきましては、当初契約数量が5,000台でございましたが、これを419台減じまして4,581台とするものでございます。この内訳といたしましては、標準型を4,950台から380台減じまして4,570台といたすものです。また、文字表示機能型を当初50台でございましたが、これを39台減じまして、変更後11台とするものでございます。

また、当初契約金額が9,522万9,000円でございましたが、これから848万7,720円を減額をいたしまして、変更後の契約金額は8,674万1,280円とするものでございます。

なお、契約の相手方は、東京テレメッセージ株式会社でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第69号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議案第70号 町道路線の廃止について

○青木秀夫議長 日程第12、議案第70号 町道路線の廃止についてを議題とし、副町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 それでは、議案第70号 町道路線の廃止につきましてご説明を申し上げます。

本案につきましては、板倉町大字大高嶋地内におきまして、民有地内に認定された町道につきまして、土地所有者及び相続権利者から、太陽光発電施設の設置に伴う土地の一体利用を図るため、町道路線廃止の申請がございました。現状を慎重に審査した結果、廃止しても支障がないと認められることから、町道路線の廃止をするものでございます。

廃止する路線につきましては、町道2205号線、廃止路線の延長77.4メートル、幅員は2メートルから2.2メ

ートルでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第70号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

○青木秀夫議長 日程第13、議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、副町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 それでは、議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億3,473万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、町税に3,607万1,000円、地方特例交付金に160万9,000円、地方交付税に6,037万4,000円、国庫支出金に200万8,000円、寄附金に671万5,000円、繰越金に3億5,200万円、諸収入に7万5,000円、町債に560万円をそれぞれ追加し、県支出金から234万6,000円、繰入金から9,160万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、議会費に13万7,000円、総務費に3億5,374万円、民生費に1,029万8,000円、衛生費に778万3,000円、商工費に16万円、教育費に183万1,000円をそれぞれ追加し、農林水産業費から344万9,000円を減額するものでございます。

また、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上、平成30年度板倉町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第71号は予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第71号は予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○発議第2号 板倉町議会委員会条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第14、発議第2号 板倉町議会委員会条例の一部改正についてを議題とし、提出者より提案理由の説明を求めます。

市川議員。

[11番 市川初江議員登壇]

○11番 市川初江議員 それでは、発議第2号 板倉町議会委員会条例の一部改正につきましてご説明を申し上げます。

板倉町行政組織条例の一部を改正する条例の施行に伴い、板倉町議会委員会条例で規定している産業建設生活常任委員会所管の課名を改正する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、条例中の「戸籍税務課」を「税務課」に、「環境水道課」を「住民環境課」に改正するものであります。

また、施行日につきましては、板倉町行政組織条例の一部を改正する条例の施行日と同日でございます。

なお、本発議の提案者及び賛成者は、議会運営委員会委員の連名でございます。

以上、ご説明を申し上げ、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 (午前10時02分)